

松川町定例農業委員会議事録 第3回(6月)

1 開催日時 令和3年6月22日(火) 16:00 ~ 18:15

2 開催場所 松川町役場 協議会室

3 出席委員 16人

会 長 1番 松下 敏章

会長代理 16番 北林 秀昭

委 員 2番 塩澤 澄夫 3番 中平 文幸 4番 清水 祐一

5番 古谷 はるみ 6番 矢沢 茂徳 7番 大澤 美子

8番 松下 守 9番 北沢 ひろみ 10番 宮島 善英

11番 松下 正美 12番 松脇 崇 13番 大場 健彦

14番 新井 正彦 15番 宮沢 和文

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号 農地法施行規則第29条第1項の規定による届出に対する可否並びに意見決定について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

5 農業委員会事務局職員

事務局長 田中 学 係長 米山 敏 主事 宮澤 風香

6 会議の概要

(1) 開会 一米山係長 開会—

(2) 会長挨拶 一松下(敏) 会長挨拶—

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 8番 松下 委員 9番 北沢 委員 を指名

(4) 議事

議案第 1 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1 番 上片桐 1 筆 33 m² 畑 所有権

○宮島委員説明

特に問題はないと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第 1 号は以上でございます。

議案第 2 号

農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による届出に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1 番 大島 1 筆 110.66 m² 畑 農業用倉庫

○矢沢委員説明

農業用倉庫ですが、作業場が手狭ということもあるそうです。特に問題はないかと思
います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第 2 号は以上でございます。

議案第3号

農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 1筆 185.89㎡ 畑 住宅・庭

この案件は5月定例会にて保留となったものです。申請部分以外にも広く芝が敷いてあり、宅地化しているとの意見をいただきました。このことについて申請者へ確認したところ、1～2年のうちには畑へ戻すとのことで、徐々に準備も始めているそうです。事務局からは、農地パトロール等があることと、必ず農地へ戻すことを伝えました。このことを踏まえ再度ご審議願います。

○宮沢委員説明

今回の申請部分の無断転用につきましては、今後このようなことがないように経過書をいただいております。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

宮島委員：芝を敷いてある部分について、今後農地に戻すということですが、転用はしなくて良いのですか。

事務局：県へ確認したところ、問題ないとのことでした。

会長：では、言葉のみの約束ということですか。

宮島委員：今後もこのようなことがあった場合に、言葉のみの約束で良いということですか。具体的な期限を決める等した方が良いと思いますが。

事務局：1～2年以内ということですので、農地パトロール等で確認していくことになると思います。

会長：委員や事務局も人が変わっていくので、約束の文面があった方が良いと思います。

事務局：分かりました。申請者には具体的な期限の聞き取りを行い、記録を残します。委員や事務局が変わった際にも引き続き注意をしていけるような方法をとります。

大澤委員：今回の申請者には今後同じことがないようにしっかりと注意をし、早めに指導をしていく必要があると思います。

会長：大澤委員の意見は大変重要な意見かと思えます。事前の確認等を慎重に行い、早めに指導を行っていくようお願いします。

○会長

それでは賛成の方の意見を求めます。

【多数挙手】

○会長

賛成多数です。許可相当と認めます。議案第3号は以上でございます。

議案第4号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 1筆 391㎡ 畑 倉庫・車庫・庭 使用貸借権

この案件も、5月定例会で保留になったものです。説明は、議案第4号1番の案件と同様です。

※質問・意見も議案第4号1番と同様。

○会長

それでは賛成の方の意見を求めます。

【多数挙手】

○会長

賛成多数です。許可相当と認めます。2番をお願いします。

○事務局説明

2番 元大島 1筆 240㎡ 畑 貸住宅 使用貸借権

○大場委員説明

譲渡人の住宅が火事により焼失したため、息子である譲受人の住宅の隣に家を見て、居住したいということです。これにあたって、隣接する畑の耕作者と消毒等の関係でトラブルになったため、みらいで話し合いの場を設け、最終的にはお互いが承諾し合うかたちとなりました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

宮島委員：進入路はどこにあるのでしょうか。

事務局：申請地東側に譲受人の住宅があり、その敷地内に進入路があります。建設水道課の担当者へ確認をしたところ、問題ありませんでした。

宮島委員：貸住宅とはどういうことですか。

事務局：住宅を使うのは親ですが名義は息子になるので、申請上「貸住宅」というかたちになります。

○会長

それでは賛成の方の意見を求めます。

【多数挙手】

○会長

賛成多数です。許可相当と認めます。3番をお願いします。

○事務局説明

3番 元大島 1筆 597㎡ 畑 貸駐車場 所有権

○大場委員説明

日赤病院やその他の事業所の駐車場として貸し出すそうで、地元の了承も得られているため、やむを得ないと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【意見・質問なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。4番をお願いします。

○事務局説明

4番 上片桐 2筆 1,949㎡ 畑 資材置き場 賃借権

○清水委員説明

申請地ははじめ畑でしたが、会社が大きくなるにつれ、徐々に資材置き場となってきました。今回は相続の関係で転用せざるを得なくなったということです。現場を確認した際は、近隣に農地もなく、申請地を農地に戻すことも大変難しい様子でしたので、やむを得ないと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

宮沢委員：申請地の隣にはガソリンと軽油の地下タンクがあると思いますが、消防法上、大丈夫なのでしょうか。

事務局：消防法については農地転用とは関係はありませんが、申請地は既に資材置き場として使われているということなので、いただいた意見を確認したうえで再度審議にあげたいと思います。不足している書類があることも発覚しましたので、次回の審議までに提出してもらおうようにします。

○会長

それでは、この案件は保留とします。つづいて5番をお願いします。

○事務局説明

5番 元大島 1筆 452㎡ 畑 住宅 所有権

○松下(守)委員説明

この案件は前回の農振協議会で許可を受けたものになります。特に変わった点はありませんので、問題はないと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第4号は以上でございます。

議案第5号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定 (1 件)

所有権移転 (0 件)

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。こちらは届出案件になりますので議決はありません。議案第5号は以上でございます。

(5) 協議事項

①委員からの協議事項

○会長

リニアの運搬道路の関係について前回定例会にて協議いただきましたが、いただいた意見は事務局でまとめて提出しましたので、ご承知願います。

②事務局からの協議事項

- ・目標達成に向けた「活動計画」及び「点検・評価」

事務局：(資料参照)資料の説明

- ・水利組合の代表者(最新)について

事務局：(資料参照)4月定例会で代表者の一覧をお配りしましたが、再度調査を行い、代表者が変わったところがあります。ご確認願います。

- ・農業委員会だより8月号(7月配布)について

事務局：(資料参照)農業者年金について、広報8月号へ掲載します。ご確認願います。
農業者年金については定期的に広報へ掲載していく予定です。

- ・農地転用許可基準について

事務局：(資料参照)資料の説明

- ・環境保全型農業の推進状況について

事務局：(資料参照)6/5の講演会では80人近くの方が来場されました。ご協力ありが

とうございました。その他の活動としては、Do 遊農、特別栽培食材の学校給食への提供(7月)、病院・福祉施設での食材利用等があります。

・人・農地プラン実施化の工程について


事務局：町内で増野、大沢南部・北部、部奈の3プランが実質化されており、今後は堤原・東浦地区、古町・新井地区、福与区、大島区、上片桐区の5プランの実施化に向けた取り組みを今年度中に進めたいと思っております

(6) 営農支援センターから

事務局：(資料参照)今年12月に終期を迎える農地中間管理事業の貸借内容について説明

(7) 閉会 一米山係長 閉会—

以上会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

8番 松 下 守 

9番 北 沢 ひろみ 